

様 ご家族 様

## 区分見直し期間における、暫定利用について

( 認定級が確定する前から、介護サービスを使う場合 )

通常の認定等級によるケアプラン作成者は、

要支援1・2 = 地域包括支援センター

要介護1～5 = 居宅介護支援事業所 (ケアマネージャー)

と、上記の様に分かれていますが、

結果が下りましたら、区分見直しの申請をした日付

\_\_\_\_月 \_\_\_\_日にさかのぼり、

新しい等級となるため、それに従い、担当が変更となることがあります。

(要介護状態と思われる際には、申請時よりケアマネージャーへの相談が必要です)

既に、暫定中の利用をされておりますので、結果が下りましたら、その後の利用の有無にかかわらず、担当変更に伴う引継ぎや、及び書類の記入をお願いするかと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、認定等級によって料金が変わるサービスについては、暫定期間中に利用したのに関しては、新しい等級での請求となりますので、金額が増加する場合がありますので、ご了承ください。

※ 要支援2 ⇒ デイサービスなどは利用回数に関わらず等級で料金は決定。

要介護1～5 ⇒ 利用した回数分の料金で決定。

地域包括支援センター \_\_\_\_\_ 担当者 \_\_\_\_\_  
TEL : \_\_\_\_\_ FAX : \_\_\_\_\_